

福岡県南広域水道企業団
所有地売り払い案内書
～先着順受付用～

久留米市荒木町白口字大道上 1513-1

先着順で受け付けています。
なお、売却した時点で終了となりますので、ご了承ください。

福岡県南広域水道企業団財政課
〒830-0062
久留米市荒木町白口 55 番地
TEL : 0942-27-1561 (代表)

〈先着順売り払いの流れ〉

① 先着順売り払い申込受付

- ・企業団所有地購入申込書



② 必要書類の提出

申込みから 7 日以内

- ・身分証明書（個人の場合）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- ・誓約書



③ 契約の締結

資格審査終了から 7 日以内

- ・契約保証金（契約額の 10 %以上）を納付してください。



④ 売買代金の支払い

契約日から 30 日以内

- ・契約時に契約保証金を支払い、残りを契約締結後 30 日以内に支払う。
※印紙税等契約にかかる費用は買受人の負担となります。
(代金完納後、物件を引き渡します。)



⑤ 所有权の移転登記

- ・登記手続は企業団が行います。

住民票等登記に必要な書類を提出していただきます。

※登録免許税等所有権の移転に係る費用は落札者の負担となります。

※仲介手数料及び司法書士に対する登記手数料は不要です。

先着順売り払い要領

先着順で受け付けています。

ただし、売却した時点で終了となりますので、ご注意ください。

1. 売り払いする物件（詳しくは物件調書をご覧下さい。）

（1）対象不動産の表示

所在及び地番	地目	地積
久留米市荒木町白口字大道上1513番1 (建物建築可)	雑種地	実測 2273.97m ² 公簿 2282.00m ²

（2）予定価格 19,100,000円

2. 先着順売り払い購入資格

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者

3. 先着順売り払い購入申込み

（1）事前に電話等で物件の売却状況を確認してください。

（2）その後、福岡県南広域水道企業団財政課に直接お越しください。

（3）財政課担当者から説明を受けた後、所定の申込書に必要事項を記入してください。

印鑑が必要（申込書を後日提出の場合は不要）です。

（4）申込書を財政課へ直接提出してください。

受付けは、土曜・日曜及び祝日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後4時まで。

※申込書を受付けた時点で先着順1位とします。

※電話予約や郵送など、他の申請方法では受け付けません。

※既に売却済の場合はご了承ください。

（5）申込書提出後7日以内（7日目が休日等の場合はその翌日）に必要書類を提出してください。

7日以内に必要書類が提出されない場合は、申請は失効します。また、資格が認められない場合申請は失効し売り払いできませんので、ご了承ください。

4. 申込み後に必要な書類

（1）身分証明書（個人の場合）

本籍のある市町村発行の身分（身元）証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。

（2）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

所轄法務局発行の登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。

（3）誓約書

5. 契約の締結

（1）資格審査終了日から7日以内（7日目が休日等の場合はその翌日）に、買受価格の10%以上の代金を契約保証金として福岡県南広域水道企業団が発行する納入通知書により納付してください。契約保証金が納入されたことを確認後、売買契約を締結します。契約保証金には利息はつきません。

- (2) 契約時に負担若しくは準備していただくもの
「収入印紙」、「住民票」(個人の場合)、「印鑑証明書」、「印鑑」(印鑑登録済みの印鑑)
- (3) 契約がなされない場合、その申込は失効します。
- (4) 申込者が契約履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。
※資格審査終了日：申請書及び必要書類提出後、企業団で資格審査を終了する日。
資格審査終了後、申込者に連絡します。

6. 売却代金の支払

- (1) 契約締結後30日以内に、企業団が発行する納入通知書により代金を一括でお支払いください。契約保証金を売買代金に充当することができます。
- (2) 売買代金の納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。

7. 所有権の移転登記

- (1) 所有権の移転登記は、買受代金が完納されたことを確認した後に、企業団が登記手続きを行います。
- (2) 登録免許税は、買受人の負担となります。

8. 禁止用途等

買受人は、売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。

9. その他

- (1) 現状有姿のまま引き渡しますので、現地を確認してからお申込みください。現地確認の際には周辺の方の迷惑にならないよう十分注意してください。
- (2) 買受人は、本契約締結後、物件に隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (3) 建物建築に当たっては、建築基準法、地方公共団体の条例等により規制される場合もありますので、関係各機関にご照会ください。

物件及び契約に関する問合せ先

福岡県南広域水道企業団 財政課

久留米市荒木町白口55番地 (TEL: 0942-27-1561, FAX: 0942-27-1795)

先着順売り払い購入資格

地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

福岡県南広域水道企業団所有地売買契約書（案）

売主人 福岡県南広域水道企業団（以下「甲」という。）と買受人
（以下「乙」という。）とは、物件の売買について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買価格）

第2条 甲は、末尾記載の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、その代金として金 円を甲に支払う。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約を締結する際、代金の100分の10以上の額の契約保証金を、甲の指示する手続きにより納入しなければならない。

（代金の納入方法）

第4条 乙は、代金の全額を、この契約締結後30日（以下「納期限」という。）以内に甲の発行する納入通知書により、納入しなければならない。ただし、乙は、代金納入の際、前条に定める契約保証金を代金の一部に充当することができる。

（遅滞損害金）

第5条 乙は、その責めに帰すべき理由により、納期限までに代金の全額を納入しなかったときは、納期限の翌日からその納入の日までの日数に応じ、その納入しなかった代金につき年14.6パーセントの割合で計算した金額を、遅滞損害金として、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納入しなければならない。

（条件）

第6条 乙は、福岡県南広域水道企業団所有地売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第7条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、隨時に実地調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第8条 乙が納期限までに代金の全額を納入しないとき等、乙の責めに帰すべき理由により甲がこの契約を継続し難いと認めるときには、甲は、この契約を解除することができる。

（違約金）

第9条 前条の定めにより、甲がこの契約を解除したとき又は乙が第6条の条件に違反したときは、乙は、代金の100分の10に相当する額の違約金を、甲の指定する期日までに納入しなければならない。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

（原状回復義務）

第10条 乙は、第8条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指示する期日までに、乙の負担において売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適當でないと認めるときは、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指示する期日までに、甲の指示する売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(返還金)

第 11 条 甲が、第 8 条の規定によりこの契約を解除した場合、甲と乙は、互いに有する金銭債権を対当額について相殺し、差額がある場合はその差額について返還し、又は請求する。

2 甲は、前項の規定により乙に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第 12 条 乙は、甲が第 8 条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙が契約締結のために支出した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等の費用並びに売買物件に係る公租公課は、これを甲に請求しない。

(損害賠償)

第 13 条 第 8 条の定めにより契約を解除したことによって、甲に損害が生じたときには、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

(所有権の移転及び費用負担)

第 14 条 売買物件の所有権は、乙が代金全額（乙の代金納入が遅滞した場合においては、遅滞損害金を含む。）を納入したときに甲から乙に移転するものとし、売買物件の所有権移転登記は乙の請求により甲が行う。

2 所有権の移転登記に要する費用その他この契約により生じる費用は、乙の負担とする。

(引き渡し及び境界標)

第 15 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとし、境界標は乙が自己の費用で設置するものとする。

(かし担保責任)

第 16 条 乙は、この契約締結後に売買物件に数量の不足その他隠れたかしを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は、この契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡県南広域水道企業団
企 業 長 村 上 克己

乙 住 所

氏 名

印

物件の表示(土地)

所在及び地番	久留米市荒木町白口字大道上 1513 番 1
地 目	雑種地
地 積	2273.97 m ² (実測) 2282.00 m ² (公簿)

物 件 調 書

1 物件の表示

(土地)

所在及び地番	地目	地積
久留米市荒木町白口字大道上 1513番1	雑種地	実測 2273.97m ²
		公簿 2282.00m ²

2 位置図・公図・求積図

- 別紙のとおり

3 公法上の規制

- 市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率100%）
- 埋蔵文化財包蔵地に該当

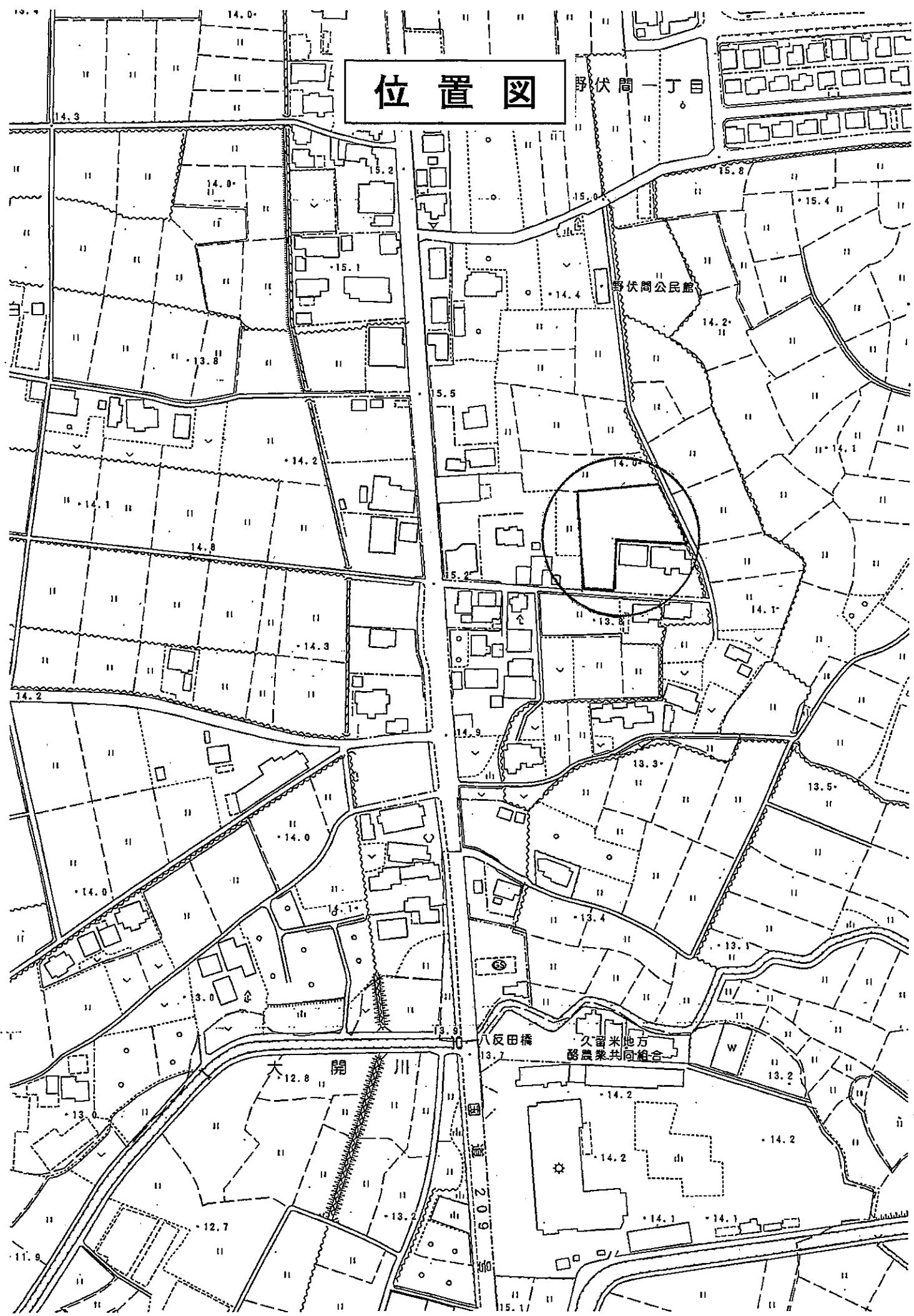
4 契約内容

- 別添契約書（案）のとおり

5 その他

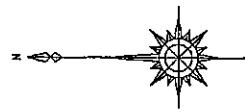
- 物件の引渡しは、現状のまとします。
- 建物建築に当たっては、建築基準法、地方公共団体の条例等により規制される場合もありますので、関係各機関にご照会ください。

位置図



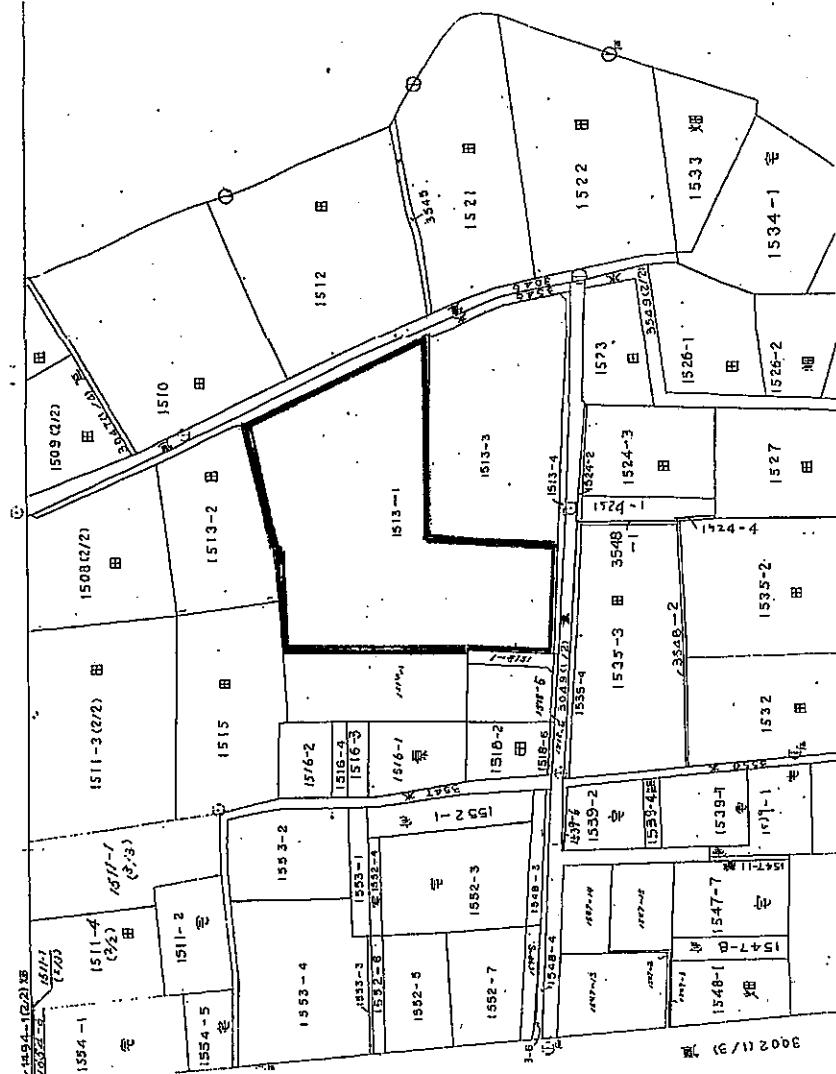
写 図 公

所 在 久留米市荒木町白口字大道上
地 内 面積 133 幅員 11000 平成18年 9月 4日 調査



音調者有所本地土

地番	地目	地積 m ²	所有者	住所
1513-1	雑地	2882	澤田久義 佐藤水道企業団	荒木町白口55



社団法人 福岡県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会久留米事務

久留米市城南町20番地 11
佐々木重治
土地家屋調査士

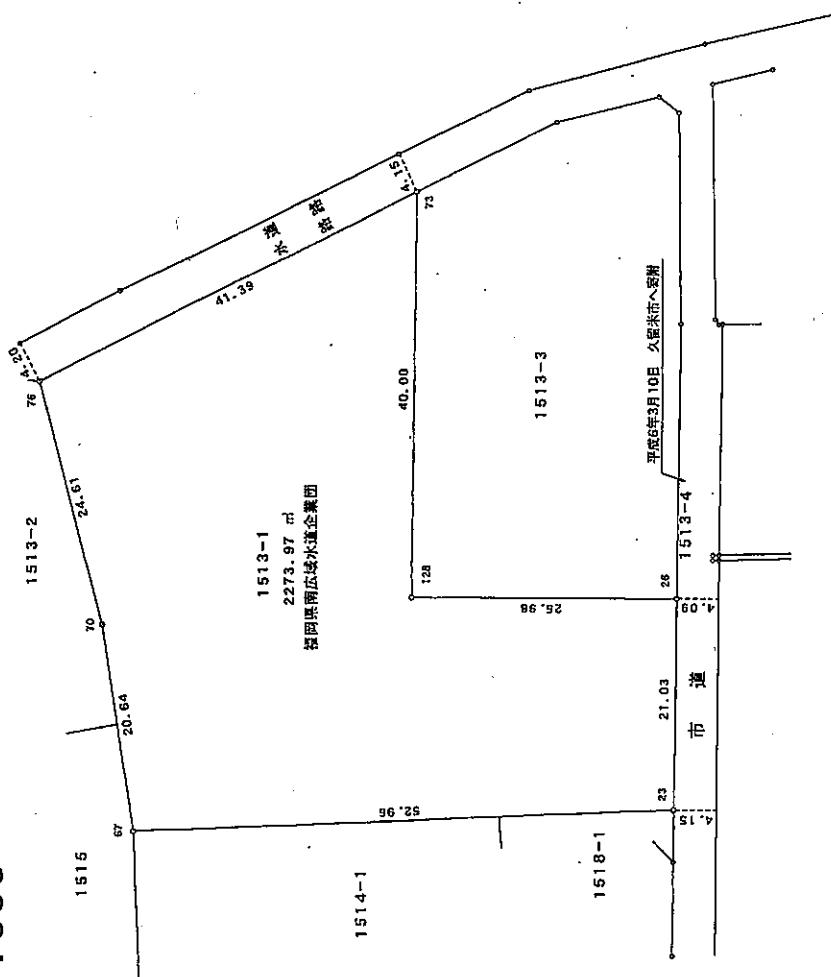
四
積求

久留米市荒木町自口字大道上内地内

S = 1 : 500

平成5年9月27日 官民境界立会

平成21年3月31日 作成



地 址		1513-1 潘因斯布列沙小企鹅园		
地 点	性 别	X	Y	Z
67		155.319	111.363	20.64
70		154.294	131.981	24.61
76		155.693	156.555	41.39
73		151.853	177.877	40.00
128		124.088	161.644	25.98
26		98.655	123.346	21.03
23		103.068	102.788	52.96
保		4547-1075799		
保		2271-978850		
		地 点	2273-87	m

1513-1	
登記面積	2282 m ²
字測面積	2273.97 m ²
差引面積	- 8.03 m ²

図面名	求積図	縮尺	図示
測量 年月日	平成 5 年 9 月	四百番号	二五
土地家屋 調査士	佐々木重治	地番	三五